

令和3年第2回

船橋市国民健康保険運営協議会

(令和3年9月開催)

会 議 録

船橋市国保年金課

令和3年第2回船橋市国民健康保険運営協議会(書面会議) 会議録

日 時 : 令和3年9月1日(水)から9月30日(木)まで

場 所 : 書面開催

出席者 : 金満、廣瀬、山口、寺田、高澤、山崎、山崎、市原、興松、金子、藤田、藤本、齋藤、小林、
神各委員(計15名)

市 側 : 一

事務局 : 一

議 題 : (1) 船橋市国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出について
(2) 令和2年度船橋市国民健康保険事業特別会計決算について

議題(1) 船橋市国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出について
<書面表決の結果>

書面表決の結果、会長に藤田委員、副会長に興松委員を選出

議題(2) 令和2年度船橋市国民健康保険事業特別会計決算について
<質問及び回答>

(1)山口委員 1. 「P3:保険料率の改定について」

「決算補填等目的繰出金の計画的な解消に向けて、平成30年度から、原則として2年ごとに12年かけて、段階的な保険料の見直しを行う」とあるが、この「12年」の根拠及び見通し。

2. 「P4:傷病手当金の支給」

申請数及び支給金額の実績及び見通し。

3. 「P7:保健事業費の状況」

特定健康診査受診率が全国的に約5割と非常に低いと私は思いますが、その理由と、R5の国の目標値は60%であることから、その向上に向けての船橋市の考え方と取り組み。

事務局回答 1. 「P3:保険料率の改定について」

国民健康保険事業は特別会計を設けることになっており、市の一般会計と区分して行われております。

本市では従前より被保険者の保険料負担を抑えるため、一般会計から特別会計への繰出しを行ってきました。こうした中、平成30年度に国民健康保険が県単位化されることに伴い、国・県より保険料の負担緩和を図ることを

目的とした「決算補填等目的繰出金」の計画的な削減・解消に向けた計画の策定を求められました。計画期間は平成30年度を始期として原則6年以内とされましたが、本市では急激な負担増とならないよう、隔年の2年ごと12年と決めました。

今後の見通しにつきましては、P11.決算総括表（歳出）の中段にある「国民健康保険事業費納付金」の主な財源が保険料であることから、今後、県への納付金がいくらになるのかを見定める必要があります。その県への納付金に関しては、将来の被保険者数や県全体の医療費がどれぐらいになるのか、また国からの激変緩和措置の額等を考慮する必要があるため、不確定要素が多く、3年後、5年後の保険料や繰出金の額を見込むことは困難です。県より毎年次年度の納付金が示されますが、その額を見ながら保険料を見直し、最終的に「決算補填等目的繰出金」が解消されるよう取り組んでいきます。

2. 「P4：傷病手当金の支給」

支給実績	令和2年度	予算額	1,000,000円
	支給者 11名	支給額	760,425円
	令和3年度	予算額	1,000,000円
	支給者 16名	支給額	692,111円

(8月31日現在)

傷病手当金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、被用者が休みやすい環境を整えるため、国からの通知に沿って緊急的に整備した制度です。

適用期間は現在、本年12月31日までとしています。今後も感染状況等により適宜対応してまいります。

3. 「P7：保健事業費の状況」

市町村国保全体の受診率は40%に達していません。(2019年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況：厚生労働省)このことが全国的な特定健康診査受診率が伸び悩む要因であると考えられます。特に特定健診対象者が10万人を超える市町村の全体受診率は30%に届いておらず、これは被用者保険が労働安全衛生法により実施した健康診断結果を特定健康診査の実施とみなすことが出来ることに対し、市町村国保の対象者が主に自営業であることから前述する運用が同水準で行えない点も受診率が低い原因であると考えられます。

船橋市では令和5年度の目標達成に向けて、40歳代の受診率向上を図ることで全体受診率の底上げを目指しております。令和元年度から行っている

A I を活用した未受診者勧奨においても 50 歳以上は過去の受診歴等により送付対象を絞っているのに対し、40 歳代は未受診者全員へ勧奨を行っております。

今後も情報収集を行いながら効果的な受診率向上策の検討をして参ります。

(2)市原委員

1. コロナ関連の医療費は国保会計にどのくらいを占めていますか。

事務局回答

1. 保険証を提示し医療機関を受診した場合、医療費の 3 割を受診者が窓口負担し、保険者である船橋市が 7 割を負担することとなります。

この船橋市が負担する医療費のうち新型コロナウイルス感染症に関連した医療費の割合ですが、令和 2 年度は概算で約 0.7% でした。